

少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則の運用について

平成7年3月24日経主第31号家庭裁判所長あ
て経理局長，家庭局長依命通達

改正 平成13年7月17日経主第67号

少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則（昭和25年最高裁判所規則第36号）の運用について下記のように定めましたので，これによってください。

記

1 出張範囲

裁判官は，旅費の支給を要する調査又は観察の援助をさせる場合には，調査援助依頼書又は観察援助依頼書を発送する際，あらかじめ出張範囲を定める。

2 費用

- (1) 旅費以外の費用は，当分の間，通信費に限定する。
- (2) 費用の請求は，おおむね1月分を取りまとめたものとさせる。
- (3) 費用の請求書は，別紙様式により正副2部作成させる。
- (4) 費用の支出科目は，旅費については（項）裁判費（目）委員等旅費と，通信費については（項）裁判費（目）裁判庁費とする。

3 旅費の計算

旅行経路等旅費の計算に関して必要な事項は，一般職国家公務員に対する取扱いの例による。

4 証拠書類の編さん

別紙様式の請求書で旅費及び通信費を支払った場合の支出に関する証拠書類の編さん方法は，同一証拠書類で弁護士，鑑定人等に旅費及び報酬を支払った場合と同様とする。

付記

1 この通達は，平成7年4月1日から実施する。

2 昭和26年1月12日付け最高裁判所会甲第34号経理局長，家庭局長依命通達「少年法第30条の2の規定による調査および観察のための援助費用について」は，平成7年3月31日限り，廃止する。

(参考)

少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則

昭和二五、一二、二八

規則第三六号

改正 昭和三二―規則二二

昭和五三―規則三

昭和六〇―規則六

平一三―規則一

少年法による調査および観察のための援助費用に関する規則を次のように定める。

少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則

(昭和五三最裁規三・改称)

少年法（昭和三三年法律第百六十八号）第三十条の二の費用のうち、旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める職務の級三級から七級までの間において、各保護司及び児童委員につき、別に最高裁判所が定める職務の級にある者に支給する額に相当する額、その他の費用は、実費額以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を支払う。

(昭和三二最裁規二二・昭和五三最裁規三・昭六〇最裁規六・平一三最裁規一・一部改正)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二、一二、五―規則二二）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年六月一日から適用する。

ただし、昭和三十二年六月一日以後この規則の施行の日の前日までに出発した旅行の旅

費については、なお従前の例による。

附則（昭和五三、六、一三一規則三）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の少年法による調査および観察のための援助費用に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

附則（昭和六〇、一二、二一一規則六）抄

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行前に支給又は償還を受ける原因となる事実の生じた保護司及び児童委員の旅費については、なお従前の例による。

附則（平成一三、二、一九一規則一）

この規則は、少年法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十二号）の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

添付ファイル 1



別紙様式. pdf

(別紙様式)

平成 年少第 号

請 求 書

少 年 ○ ○ ○ ○

上記の者に対する○○保護事件について^{調査}_{観察}の援助のため要した下記の旅費及び
通信費を請求します。

平成 年 月 日

住 所

保 護 司 「○○○○」 印

(児童委員)

家 庭 裁 判 所 御 中

記

旅行年月日	用務先	鉄 道 賃		日 当		宿 泊 料		旅費 合計	通信費
		路 程	金 額	路 程	金 額	日 数	金 額		
・ ・ ・									
・ ・ ・									

次の金額を支払う。

平成 年 月 日

裁 判 官 印

金 円也

前記の金額を受領しました。

平成 年 月 日

「○○○○」 印